

# 桜川市住宅リフォーム助成事業

桜川市では、消費の促進及び商工業の振興を目的として、市内の施工業者によって住宅のリフォームを行う方に対し、工事経費の一部について補助金を交付します。

※工事発注済、完了済のものは対象になりません。

## ◇申請の受付

令和6年5月7日(火)～

※予算に達した時点で受付終了

## ◇補助金の額

対象経費の10%の額

※10万円を限度

## ◇補助金申請者

要 件	・対象住宅に継続して3年以上住所を有している方
	・対象となる住宅の所有者
	・市税等を完納されている方
	・市より他の補助制度による助成を受けていない方
	・過去に当事業による補助を受けたことのない方

## ◇対象住宅

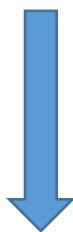
申請者が市内に所有する個人住宅で、併用住宅等の場合は個人住宅部分とし、違法建築でないものに限ります。

## ◇対象工事

令和6年12月31日までに完了するリフォーム工事（修繕、改築、増築、模様替え、補修等）で、金額が税抜20万円以上の工事とします。

### 【手続きの流れ】

- ①申請
- ②交付決定
- ③決定通知発送
- ④工事着手



- ⑤工事完了
- ⑥実績報告
- ⑦補助金交付  
(口座振込)

- ①申請に必要なもの（申請先：市役所商工観光課・真壁庁舎内）
- 1. 住宅リフォーム助成事業補助金交付申請書（様式第1号）
  - 2. 補助対象工事見積書の写し
  - 3. 住民票謄本（続柄、本籍省略可）
  - 4. 市税等納付状況確認承諾書（様式第2号）
  - 5. 固定資産評価証明書（建築物に係る部分）
  - 6. 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定による確認が必要な場合は、確認済証の写し
  - 7. 工事着工前の現況写真
  - 8. 工事地への案内図
  - 9. 口座登録依頼書

### ⑥実績報告の提出書類

- 1. 住宅リフォーム助成事業補助金実績報告書（様式第6号）
- 2. 業者からの工事請求書の写し
- 3. 領収書の写し
- 4. 写真（工事中及び完成後）
- 5. 補助金請求書（様式第7号）